

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	小児慢性特定疾病医療費給付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富山県は、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給事務における個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言します。

特記事項

評価実施機関名

富山県知事

公表日

令和3年9月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	小児慢性特定疾病医療費給付事務
②事務の概要	概要】児童福祉法に基づき、小児慢性特定疾病を有する児童の医療費の支給に関する事務を行う 【具体的内容】 小児慢性特定疾病医療受給者証に関する申請受付、審査認定事務 認定内容に基づき、小児慢性特定疾病医療費の支給事務
③システムの名称	1 難病関係事務処理システム 2 統合宛名管理システム 3 中間サーバー 4 住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
小児慢性特定疾病医療費支給認定ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の7の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号から第5号まで、同条第9号、同条第10号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第2の26、56の2、87、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から第5号まで、第59条の3第3号ロ 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号 別表第2の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	富山県厚生部健康対策室健康課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	富山県経営管理部総務課 情報公開係 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話:076-444-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	富山県厚生部健康対策室健康課 母子・歯科保健担当 〒930-8501 富山県富山市新総曲輪1番7号 電話:076-444-3226

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月21日	法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第7条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第7条第1号から第5号まで、同条第9号、同条第10号	事後	
令和1年5月21日	②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項別表第2の26、56の2、87の項 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項別表第2の9の項	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項別表第2の26、56の2、87、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から第5号まで、第59条の3第3号口 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項別表第2の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条各号	事後	
令和1年5月21日	②所属長	健康課長 太田 浩男	課長	事後	
令和1年5月21日	対象人数	平成27年4月1日時点	平成31年1月1日時点	事後	
令和1年5月21日	IV リスク対策		新様式への変更(IV リスク対策を追加)	事後	
令和3年7月1日	①部署	富山県厚生部健康課	富山県健康対策室健康課	事後	
令和3年7月1日	請求先	富山県経営管理部文書総務課	富山県経営管理部総務課	事後	
令和3年7月1日	連絡先	富山県厚生部健康課 母子・歯科保健係	富山県厚生部健康対策室健康課 母子・歯科保健担当	事後	
令和3年7月1日	対象人数	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日	事後	
令和3年7月1日	取扱者数	平成31年1月1日時点	令和3年1月1日	事後	
令和3年9月30日	②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項別表第2の26、56の2、87、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から第5号まで、第59条の3第3号口 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第7項別表第2の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で	【情報提供の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第2の26、56の2、87、119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第19条第1号二、同条第2号から第6号まで、第30条第2号、第44条第1号二及び同条第2号から第5号まで、第59条の3第3号口 【情報照会の根拠】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第8号別表第2の9の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で	事後	